

平成 1 8 年第 2 回笠間市議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成 1 8 年 7 月 2 0 日

笠間市長 山 口 伸 樹

記

- 1 . 期 日 平成 1 8 年 7 月 2 7 日 ( 木 ) 午前 1 0 時
- 1 . 場 所 笠間市議会議場
- 1 . 付議事件
- |        |   |
|--------|---|
| 報告第43号 | 平成17年度笠間市笠間水道事業会計継続費の繰越について               |
| 報告第44号 | 専決処分の報告について(物損事故の損害賠償及び和解)                |
| 議案第43号 | 笠間市国民健康保険条例の一部を改正する条例                     |
| 議案第44号 | 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例                    |
| 議案第45号 | 笠間市消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例           |
| 議案第46号 | 笠間市心身障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例     |
| 議案第47号 | 笠間市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例        |
| 議案第48号 | 笠間市いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例           |
| 議案第49号 | 笠間市福祉センターの設置及び管理に関する条例                    |
| 議案第50号 | 笠間市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例                  |
| 議案第51号 | 北山公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例               |
| 議案第52号 | あたごフォレストハウスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例        |
| 議案第53号 | 笠間市観光駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(荒町・鷹匠・稻荷) |

- 議案第54号 笠間市立公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（城跡公園・山ろく公園・つつじ公園・アジサイ公園）
- 議案第55号 笠間市営有料自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（笠間駅前・稲田駅前）
- 議案第56号 笠間市営駅前駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（笠間駅前・稲田駅前・福原駅前）
- 議案第57号 笠間市無料自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（岩間駅・穴戸駅）
- 議案第58号 笠間市駅前広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（岩間駅前西広場）
- 議案第59号 指定管理者の指定について（笠間市心身障害福祉センター）
- 議案第60号 指定管理者の指定について（笠間市地域福祉センター）
- 議案第61号 指定管理者の指定について（笠間市いこいの家）
- 議案第62号 指定管理者の指定について（笠間市福祉センター）
- 議案第63号 指定管理者の指定について（笠間市老人福祉センターいわま）
- 議案第64号 指定管理者の指定について（北山公園）
- 議案第65号 平成18年度笠間市一般会計補正予算（第1号）
- 議案第66号 平成18年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第67号 平成18年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第68号 平成18年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第69号 平成18年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

平成18年第2回笠間市議会臨時会会期日程

月 日	曜 日	会 議 名	議 事
7月27日	木	本 会 議	開会、会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程・提案理由の説明 質疑、討論、採決 閉会

平成18年第2回  
笠間市議会臨時会会議録

平成18年7月27日 午前10時01分開会

出席議員

議長	55	番	大	関	久	義	君
副議長	14	番	畑	岡		進	君
	1	番	鈴	木		努	君
	2	番	石	田	安	夫	君
	3	番	金	澤	克	彦	君
	4	番	蛭	澤	幸	一	君
	5	番	野	口		圓	君
	6	番	佐	宗	裕	子	君
	7	番	成	田		正	君
	8	番	藤	枝		浩	君
	9	番	鈴	木	裕	士	君
	10	番	村	上		武	君
	11	番	鈴	木	貞	夫	君
	12	番	西	山		猛	君
	13	番	石	松	俊	雄	君
	15	番	鹿志	村	清	一	君
	16	番	海老	澤		勝	君
	18	番	飯	田	正	憲	君
	19	番	上	野	龍	一	君
	20	番	川	澄	清	子	君
	21	番	中	澤		猛	君
	22	番	川	崎	幸	助	君
	23	番	上	野		登	君
	24	番	菅	原		毅	君
	25	番	村	田	定	男	君
	26	番	箱	田	信	夫	君
	27	番	阿	内	武	臣	君
	28	番	高	安	武	勝	君
	30	番	横	倉	吉	ん	君

31	番	小	磯	章	一	君
32	番	町	田	征	久	君
33	番	枝	川	永	男	君
34	番	市	村	博	之	君
35	番	石	田	好	一	君
36	番	野	原	義	昭	君
37	番	赤	津	榮	之	君
38	番	杉	山	一	秀	君
39	番	斉	藤	清	英	君
43	番	柴	沼		広	君
44	番	小	園	江	一	君
45	番	須	藤	勝	三	君
48	番	石	崎	勝	三	君
50	番	常	井	好	美	君
51	番	海	老	澤	勝	君
53	番	山	口	滋	雄	君
54	番	小	池		忠	君

欠 席 議 員

17	番	萩	原	瑞	子	君
29	番	宮	本		昇	君
41	番	大	貫	千	尋	君
46	番	常	井	茂	男	君
47	番	竹	江		浩	君
52	番	藤	枝	一	弘	君

出 席 説 明 者

市	長	山	口	伸	樹	君
助	役	石	川	和	宏	君
教	長	飯	島		勇	君
市	長	永	井		久	君
總	務	畑	岡		洋	君
市	民	野	口	直	人	君
保	健	加	藤	法	男	君
産	業	青	木		繁	君
都	市	澤	島	守	夫	君
	建					
	設					
	部					
	長					

上下水道部長	早乙女 正 利 君
教育次長	塩田 満 夫 君
福祉事務所長	保坂 悦 男 君
行政改革推進室長	仲村 洋 君
笠間支所長	寺崎 滋 君
岩間支所長	成田 均 君
消防長	青木 昭 一 君
会計課長	郡司 弘 君

出席議会事務局職員

事務局長	鈴木 健 二
事務局次長	中田 明
次長補佐	柴山 昭
主査	飛田 信 一
係長	山田 正 巳

議 事 日 程

平成18年7月27日(木曜日)

午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第43号 平成17年度笠間市笠間水道事業会計継続費の繰越について
- 日程第4 報告第44号 専決処分の報告について
- 日程第5 議案第43号 笠間市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第44号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第45号 笠間市消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第46号 笠間市心身障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第47号 笠間市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第48号 笠間市いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第49号 笠間市福祉センターの設置及び管理に関する条例
- 日程第12 議案第50号 笠間市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例

- 日程第13 議案第51号 北山公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第52号 あたごフォレストハウスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第53号 笠間市観光駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第54号 笠間市立公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第55号 笠間市営有料自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第56号 笠間市営駅前駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第57号 笠間市無料自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第58号 笠間市駅前広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第59号 指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第60号 指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第61号 指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第62号 指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第63号 指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第64号 指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第65号 平成18年度笠間市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第28 議案第66号 平成18年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第29 議案第67号 平成18年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第30 議案第68号 平成18年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第31 議案第69号 平成18年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第43号 平成17年度笠間市笠間水道事業会計継続費の繰越について
- 日程第4 報告第44号 専決処分の報告について
- 日程第5 議案第43号 笠間市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第44号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第45号 笠間市消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第8 議案第46号 笠間市心身障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第47号 笠間市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第48号 笠間市いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第49号 笠間市福祉センターの設置及び管理に関する条例
- 日程第12 議案第50号 笠間市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例
- 日程第13 議案第51号 北山公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第52号 あたごフォレストハウスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第53号 笠間市観光駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第54号 笠間市立公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第55号 笠間市営有料自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第56号 笠間市営駅前駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第57号 笠間市無料自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第58号 笠間市駅前広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第59号 指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第60号 指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第61号 指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第62号 指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第63号 指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第64号 指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第65号 平成18年度笠間市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第28 議案第66号 平成18年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第29 議案第67号 平成18年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第30 議案第68号 平成18年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第31 議案第69号 平成18年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）



午前10時01分開会

開会の宣告

議長（大関久義君） 皆さん、おはようございます。

本会議に入る前に、教育長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。  
教育長飯島 勇君。

〔教育長 飯島 勇君登壇〕

教育長（飯島 勇君） 貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。

先月6月23日、皆様に教育委員としてご承認いただき、6月24日に教育長を拝命いたしました飯島 勇でございます。どうぞよろしく願います。

岩間中学校、友部中学校、そして笠間中学校等と管理職として経験をし、また、38年間の教職経験を、新しい笠間市を担う子供たちの育成を目指した学校教育の充実に生かしていきたいと考えてございます。また、豊かな笠間市民をはぐくむための生涯学習の充実に精いっぱい努力をしております。

どうぞよろしく願います。（拍手）

議長（大関久義君） ご報告申し上げます。ただいまの出席議員は46名であります。本日の欠席議員は、17番萩原瑞子君、29番宮本 昇君、41番大貫千尋君、46番常井茂男君、47番竹江 浩君、52番藤枝一弘君であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成18年第2回笠間市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

開議の宣告

議長（大関久義君） 本日の会議に、地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を要請した者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

---

議事日程の報告

議長（大関久義君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりいたします。

これより議事日程に入ります。

---

会議録署名議員の指名について

議長（大関久義君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、5 番野口 圃君、6 番佐宗裕子を指名いたします。

---

会期の決定について

議長（大関久義君） 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

今臨時会の会期につきましては、去る 7 月 21 日、議会運営委員会を開催し、ご審議をいただいております。ここで、議会運営委員会委員長よりご報告をいただきたいと思っております。

委員長須藤勝雄君。

〔議会運営委員長 須藤勝雄君登壇〕

議会運営委員長（須藤勝雄君） 議会運営委員会の会議結果を報告いたします。

当委員会は、7 月 21 日、全員協議会終了後、委員会室において全委員のほか議長の出席を得て、平成 18 年第 2 回笠間市議会臨時会の会期及び議事日程等について協議をいたしました。

今回の臨時会については、報告案件 2 件、条例制定 2 件、条例改正 14 件、指定管理者の指定について 6 件、一般会計補正予算及び特別会計補正予算 4 件の計 27 議案であります。条例改正 14 件のうち、11 件については地方自治法の改正に伴う条例改正であり、指定管理者制度の導入などに関連する議案のため、会期を 7 月 27 日の 1 日間とすることで決定をいたしました。

以上、ご報告いたします。

議長（大関久義君） 委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま委員長報告のとおり、今臨時会の会期は本日 1 日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、今臨時会の会期は本日 1 日間と決定いたしました。

---

報告第 4 3 号 平成 1 7 年度笠間市笠間水道事業会計継続費の繰越について

議長（大関久義君） 日程第 3、報告第 43 号 平成 17 年度笠間市笠間水道事業会計継続

費の繰越についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 報告第43号 平成17年度笠間市笠間水道事業会計継続費の繰越についての提案理由を申し上げます。

平成17年度笠間市笠間水道事業会計継続費については、平成18年度に通次繰り越す額が確定しましたので、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により報告するものであります。

詳細につきましては、担当部長より補足して説明をさせますので、よろしく願いいたします。

議長（大関久義君） 上下水道部長早乙女正利君。

上下水道部長（早乙女正利君） 報告第43号 平成17年度笠間市笠間水道事業会計継続費の繰越について、補足してご説明申し上げます。

次のページをお開き願います。

平成17年度笠間市笠間水道事業会計継続費繰越計算書であります。第二次拡張事業費の第2期工事につきましては、平成14年度から平成20年度までの7年間の継続事業で、継続費の総額は20億4,752万6,000円であります。17年度継続費予算現額でございますが、予算計上額は3,093万4,000円、前年度通次繰越額は766万3,861円で、合計金額は3,859万7,861円であります。支払義務発生額は3,078万2,055円でございます。事業の内容は、設計委託1件、配水管布設工事5件等であります。残額は781万5,806円となりまして、同額を18年度へ通次繰り越すものであります。財源内訳でございますが、国庫補助金、一般会計出資金、企業債はなく、過年度損益勘定留保資金のみで781万5,806円であります。翌年度通次繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額はございません。

以上で、ご報告を終わらせていただきます。

議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

この件につきましては、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により報告事項となっておりますので、報告をもって終了といたします。

---

報告第44号 専決処分の報告について

議長（大関久義君） 日程第4、報告第44号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 報告第44号 専決処分の報告についての提案理由を申し上げます。  
本件は、本市の駐車場で起きた物損事故について、賠償の額を定めて和解したことを  
地方自治法第 180条第 2 項の規定により報告するものであります。

詳細につきましては、教育次長より補足して説明をさせますので、よろしくお願ひいた  
します。

議長（大関久義君） 教育次長塩田満夫君。

教育次長（塩田満夫君） 報告第44号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

次ページの専決第41号、専決処分書によりご説明申し上げます。

損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法第 180条第 1 項の規定により  
まして、下記のとおり平成18年 7 月10日専決処分したものでございます。

笠間市は、次のとおり損害賠償の額を定め、和解するものであります。

和解の相手方ではありますが、石岡市泉町 2 - 3 - 306、酒井 優氏でございます。

和解の内容でございますけれども、平成18年 6 月18日、午後 1 時30分ごろ、笠間市大原  
グラウンド駐車場において、当該駐車場にあるカシの木の枯れ枝が落下し、相手方が駐車  
していた普通自動車に損害を与えたことによりまして、修理費用及び代車費用として43万  
6,560円を支払うものであります。

なお、この支払いにつきましては、全国市長会市民総合保険を適用するものであります。  
以上でございます。

議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

この件につきましては、地方自治法第 180条第 2 項の規定により報告事項となっておりますので、報告をもって終了といたします。

---

議案第 4 3 号 笠間市国民健康保険条例の一部を改正する条例

議長（大関久義君） 日程第 5、議案第43号 笠間市国民健康保険条例の一部を改正す  
る条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第43号 笠間市国民健康保険条例の一部を改正する条例につ  
いての提案理由を申し上げます。

本改正は、健康保険法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の改正を  
行うものであります。

詳細につきましては、担当部長より補足して説明をさせますので、よろしくお願ひいた

します。

議長（大関久義君） 市民生活部長野口直人君。

市民生活部長（野口直人君） 議案第43号 笠間市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、補足してご説明を申し上げます。

1枚目をお開き願います。

健康保険法等の一部を改正する法律が去る6月21日に公布され、同日以降、順次施行されることとされたところではありますが、これに伴いまして所要の改正を図るものであります。

第5条第4号の改正は、70歳以上の一定以上所得者の一部負担金を「10分の2」から「10分の3」に引き上げるものであります。

また、第6条の出産育児一時金の見直しは、出産育児一時金の額を「30万円」から「35万円」に引き上げるものであります。

附則において、この条例の施行日を本年10月1日と定めるとともに、施行日前の一部負担金及びこの条例の施行日前に出産した被保険者の出産育児一時金の額については、なお従前の例によるという経過措置を設けるものでございます。

以上で、議案第43号の補足説明を終わらせていただきます。

議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

11番鈴木貞夫君。

11番（鈴木貞夫君） 11番鈴木です。

議案第43号、第5条第4号中「10分の2」を「10分の3」に改めとあります。そこに一定以上の所得者の所得の基準とありますが、その辺を明確にしていきたい。どういう基準でなるのかということが1点です。その点だけお願いします。

議長（大関久義君） 市民生活部長野口直人君。

市民生活部長（野口直人君） 鈴木議員の質疑にお答えいたします。

第5条第4号中「10分の2」を「10分の3」に改めるとありますが、これは一定以上の所得者の所得基準は幾らかとのことですが、一定以上所得者とは、70歳以上の国保被保険者及び老人保健で医療を受ける人のうち1人でも一定の所得、課税所得が145万円以上の人が同一世帯にいる人になります。ただし、70歳以上の国保被保険者及び老人保健で医療を受ける人の収入の合計が、2人以上の場合は520万円未満、1人の場合は383万円未満であると申請した場合は、一般の場合と同様になり1割負担となります。

議長（大関久義君） 11番鈴木貞夫君。

11番（鈴木貞夫君） 今、所得の水準についてはわかりましたが、そうすると、どのくらいの数の人がこういう基準となるか、その辺がわかれば。

議長（大関久義君） 市民生活部長野口直人君。

市民生活部長（野口直人君） 今現在の、この法改正の前でいきますと約90名前後だと思えます。これで、法改正となりますと 160名前後かと思われれます。以上です。

議長（大関久義君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をいたしたいと思えますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をすることに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

30番横倉きん君。

〔30番 横倉きん君登壇〕

30番（横倉きん君） 30番日本共産党の横倉きんです。

議案第43号 笠間市国民健康保険条例の一部を改正する条例に、反対の立場から討論を行います。

高齢者には、今、老年者控除の廃止、公的年金等控除の縮小、定率減税の半減などが一斉に襲いかかり、税負担が数倍から10数倍になり、悲鳴と怨嗟の声が沸騰しています。このことは、また、介護保険料や国保税に連動し、雪だるま式に膨れ上がるという事態が起こっています。笠間市におきましても例外ではないと考えます。70歳以上の方へのさらなる負担を求めることは、高齢者の生存権を脅かすもの、高齢者いじめと言わざるを得ません。以上の点から本条例の改正に反対するものです。

以上で討論を終わります。

議長（大関久義君） 38番杉山一秀君。

〔38番 杉山一秀君登壇〕

38番（杉山一秀君） 笠間市国民健康保険条例の一部を改正する条例について賛成の立場から討論を行います。

ご承知のとおり、国民健康保険制度は国の責任で行われる社会保障制度ですが、市町村が保険者となって保険事業を行っております。

しかしながら、国民健康保険を初めとして、各種健康保険も、年々増加する医療費の伸びや、年金生活者の増加、あるいは厳しい経済状況下での所得の低迷に加え、負担能力の高い若年者層の減少など、健康保険を取り巻く情勢は非常に厳しいものがあります。このような状況の中で、給付・負担のバランスをとり、制度の持続的安定を図っていくことが緊急の課題となっております。

去る6月21日に、国において健康保険等の一部を改正する法律が公布されました。改正内容については、この日以来、順次施行されることになっていると聞いております。

当条例改正案の「一定以上の所得（現役並みの所得）を有する70歳以上の者について、療養の給付に係る一部負担金の割合を3割とすること」についても、本年10月1日施行になっております。

これらの改正は、先ほど申し述べましたように、非常に厳しい医療保険の財政状況の中で、医療保険制度の安定的な運営を図るために、また、世代間の負担の公平化等の観点から必要な改正であると考えております。そして、これに基づきます本条例の改正案も妥当なものと考えます。

以上、申し述べまして、笠間市国民健康保険条例の一部を改正する条例の賛成の討論といたします。

議長（大関久義君） 討論を終わります。

これより議案第43号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大関久義君） 起立多数であります。よって、議案第43号 笠間市国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

議案第44号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長（大関久義君） 日程第6、議案第44号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第44号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本改正は、旧3市町での異なる課税方式及び税率の統一を図ること、並びに地方税法の改正に伴う所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、担当部長より補足して説明をさせますので、よろしく願いいたします。

議長（大関久義君） 市民生活部長野口直人君。

市民生活部長（野口直人君） 議案第44号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、補足してご説明を申し上げます。

1枚目をお開き願います。

国民健康保険税の課税方式及び税率については旧3市町で異なっており、合併に伴いこれを統一するものであります。また、年々増加する医療費に伴い、これに要する国民健康保険税の所要額も多くなってきておりますので、これを確保するため、低所得者への軽減措置を最大限活用しつつ税率の改正を行うものであります。

第3条第2項の改正は、課税方式を所得割、被保険者均等割、世帯別平等割の3方式に統一することに伴い、基礎課税額から資産割額を削除する規定でございます。

次に、附則第10項から附則第17項までの改正規定でございますが、当条例で引用しております地方税法の条文が移動したことに伴います改正でございます。

次に、別表第1の改正でございます。別表第1は、国民健康保険税の税率を規定してございます。

基礎課税額のうち所得割については、旧笠間市、旧友部町、旧岩間町で、それぞれ100分の8.2、100分の6.5、100分の7.0であったものを100分の8.4に改正するものであります。被保険者均等割についても、それぞれ被保険者1人について、2万1,900円、1万9,000円、1万9,000円であったものを2万3,100円に改正するものであります。さらに、世帯別平等割についても、1世帯につきまして、1万8,300円、2万2,000円、2万円であったものを2万1,000円に改正するものでございます。

次に、介護納付金課税額については、40歳から64歳までの第2号被保険者に課税するものであります。社会保険診療報酬支払基金へ納める納付金額に対し、国民健康保険税介護納付金分に不足が生じておりますので、見直しを図るものであります。

介護納付金課税額については、旧笠間市、旧友部町、旧岩間町で、それぞれ所得割が、100分の1.9、100分の0.85、100分の1.0であったものを100分の1.9に。被保険者均等割については、被保険者1人についてそれぞれ、1万500円、9,000円、1万円であったものを1万500円に改正するものであります。

裏をごらんください。

次に、別表第2の改正であります。別表第2は、低所得者に対する国民健康保険税の減額について定めたものでございます。

基礎課税額については、第11条第1項第1号、同条同項第2号、同条同項第3号の欄、それぞれに別表第1で定めた被保険者均等割額と世帯別平等割に対しそれぞれ、7割、5割、2割の軽減額を定めたものでございます。

介護納付金課税額についても、第11条第1項第1号、同条同項第2号、同条同項第3号の欄、それぞれに別表第1で定めた被保険者均等割額1万500円の、7割、5割、2割の軽減額を定めたものでございます。

この国民健康保険税の減額については、国民健康保険税の応能と応益の負担割合を一定基準内に収めることにより、より大きな減額措置をとることができ、しかも、県の財政支援措置を受けることができるため、これに該当するように税率を改正するものであります。



これにより、旧友部町、旧岩間町については、6割、4割の減額であったものが、7割、5割、2割の減額になり、低所得者の国民健康保険税軽減に資するものであります。

附則についてですが、施行期日については、公布の日から施行いたしまして、平成18年4月1日から適用するものでございます。附則第10項から附則第17項までの改正規定については、平成19年4月1日から施行するものであります。また、新条例の規定は、今年度以後の国民健康保険税について適用するものでありまして、平成17年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものであります。

以上で、議案第44号の補足説明を終わらせていただきます。

議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

11番鈴木貞夫君。

11番（鈴木貞夫君） 11番鈴木です。

議案第44号についての質疑を行いたいと思います。

提案されている議案第44号は、所得割を8.4%、さらに、均等割、平等割等が増額されております。この増額の額を一面的に見ると1,000円とか幾らというふうに見えますけれども、実際には課税最低限が引き下げられてくるということから、今まで、実際には所得割、その他がなかった世帯にまで、実際の国保税がかかるということがあるのではないのでしょうか。いわゆる課税最低限が引き上げられることによる影響はどうか、今までより大幅な増加になるのではないかとということが第1点であります。

また、国保税の最低所得基準というものはどこにあるのかと、それを、まず、お聞きしておきたい。例えば、生活保護者の場合の税額というのはどういうふうになっているのか。また、私が、いろいろと市内で会った人に聞きますと、年金が月5万円なんです。それで、奥さんの場合は3万6,000円しかないと、それで生活しているわけですが、そういうふうな人に対して、国保税がことしはどのぐらい実際にかかってくるのかと、その人は笠間地区に住んでいる人ですが、前の笠間地区の場合とはどういうふうに違うのかという点をお聞きしておきたいと思うんです。

それで、2番目に、国保の現状についてですけれども、加入者と滞納者の問題です。加入者は、統計を見ますと、年々増加していると、その一方で滞納者数がふえてきて、今2割を全体では超すような現況になっている。私は、その収入分布というのを見ないと、実際の滞納者の現状というのがわからないのではないかと、その辺の分布を押さえているのかどうか。

また、滞納者については、資格証明書とか短期保険証等が発行されているような状況にあると思いますが、その現状はどうかということです。

それと、滞納解消、5年たてば一応時効になって消えていくわけですが、それで

いいのかどうかということです。この国保税の条例 113号の14条には、申請減免制度というのが載っているんです、この笠間の条例の中にも。これは法律に基づくものですが、そういうようなことによる減免措置というものが、滞納者に対して実際には適用されたことがあるのか、現状はどうかということをお聞きしておきたいと思います。

3番目に、所得の低い人たちの軽減措置ということは、7、5、2ということで今提案されました。それは、この条例の11条に載っております、しかし、7、5という人に対しては法定減免ですから、申請しなくても7割、5割の減免はできます。しかし、2割減免の人には、自分が自己申告しないと減免にはなりません。そういう制度を、それらが適用されるような人たちが本当に知っているかどうか、そういうことを周知しているかどうかということをお尋ねしたいと思います。

それと、第11条関係、7、5、2の問題で、具体的な所得の条件というのが、やはり問題となってくると思うんです。それがどのような状況かと。

それと、軽減されても具体的に納めない人の対策というものを、私は、これが大きな問題というか、滞納の一つの引き金になるのではないかと思うんです。

それと、確かに、法定減免ということをして、第11条関係で7、5の人は自動的に減額されますが、ぎりぎりのボーダーラインで適用にならない人の問題というのは、何か対策はあるのかどうか、その点についてちょっとお聞きしたいと思います。

議長（大関久義君） 市民生活部長野口直人君。

市民生活部長（野口直人君） 鈴木議員の質疑にお答えいたします。

提案されている議案第44号は、所得割 8.4%、均等割、平等割が増額されていると、所得の課税、最低限が引き下げられたことにより影響はどうかということではありますが、この課税最低限の引き下げとは、諸控除が引き下げられたことを意味しているものと思いますが、国保税の所得割は、所得額から33万円を控除した額に率を掛けて算出することから、所得税額が上がっていれば国保税も増額となっております。ただし、平成18年1月1日現在、66歳以上の方で、平成16年、平成17年に年金控除を受けている方は、所得割額計算の際に、平成17年度中の総所得金額から33万円を差し引いた金額から、さらに13万円を差し引くことがあります。

次に、国保税の最低所得基準額は幾らかとのことですが、1人当たり33万円でございます。

次に、生活保護者の場合の税額ですが、国保加入者ではありませんので課税はされません。生活保護の医療扶助として、福祉事務所からの公費負担となります。

次に、世帯主の年金が月5万円、妻の年金が月3万6,000円の方の税額ですが、所得にしますとゼロとなりますので、したがって7割軽減に該当し、年間2万100円となります。旧笠間市ですと1万8,600円でありましたので1,500円の増額となります。

次に、国保の現状についてであります。加入者は増加しているかとのことですが、

3市町合計した数で申し上げますと、平成15年度、被保険者数3万4,497人、世帯数で1万5,686世帯、16年度、3万4,687人、1万6,072世帯、17年度、3万4,601人、1万6,147世帯となっております。世帯数についてはふえておりますが、被保険者数は高低はしていません。

次に、滞納者数とその収入分布についてですが、滞納者数については、平成13年度2,732人、平成14年度2,750人、平成15年度2,790人、平成16年度2,808人、平成17年度2,838人となっております。年々増加している傾向でございます。ただし、その収入分布についてはデータを作成しておりませんので、今後の課題とさせていただきます。

次に、滞納者への資格証明書と短期保険証の発行状況ですが、平成18年6月現在で、資格証明書が210件、短期保険証については960件、3カ月ものは937件で、6カ月ものは23件発行しております。

次に、滞納解消対策と申請減免措置ですが、滞納解消対策につきましては、基本的に現在の方法を強化充実することに努めてまいります。つまり、納税相談の強化により滞納者への滞納解消への努力を促し、かつ納税を中心として個別訪問による徴収を強化していくことで、国税の滞納の解消を進めてまいりたいと思います。申請減免措置については、国民健康保険税条例第14条の運用ですが、これは、あくまで天災等の被災による場合に適用し、滞納者に適用されることは考えておりません。

次に、所得の低い人への軽減措置についてですが、7割、5割、2割の軽減措置や滞納者への減免の制度を市民にどう知らせているか、新笠間市ではどうかということですが、これにつきましては、新笠間市としての取り組みを申し上げますと、7割、5割、2割の軽減が該当する世帯については、8月に発送する第3期分の軽減した納付書に同封することで準備を進めております。ただし、2割軽減の該当世帯に限り申請が必要となりますので、これについても申請書を同封し、申請書を提出いただくような手順で行ってまいります。減免の制度につきましては、次年度切りかえ時、新しい被保険者証を発送する場合に同封するパンフレットには、減免申請について記載して送ってございます。

次に、具体的な所得の条件、第11条関係についてであります。軽減措置を受ける所得条件ですが、いずれも世帯当たりで、7割軽減は総所得金額が33万円以下、5割軽減は、総所得額が33万円プラス24万5,000円掛ける世帯主を除く被保険者数以下となります。2割軽減は、総所得金額が33万円プラス35万円掛ける全被保険者数以下となっております。これらにつきましても、市報等でお知らせをいたします。

次に、軽減されても具体的に納められない人への対策、また、軽減措置から外れた人で納めない人の対策はあるかとのことですが、前に申し上げましたとおり、低所得者に対する軽減措置が、制度で許す範囲では最大の措置であります。今回、新市になって税率を統一して、7割、5割、2割の軽減措置が活用できるわけですから、これらの状況を説明しながらご理解をいただいでいく所存でございます。

議長（大関久義君） 11番鈴木貞夫君。

11番（鈴木貞夫君） 今ずっと説明されたんですが、どうも全部聞き取るというか、なかなか数字的なことはよくわかりませんから、詳しいことについては追って詳しく聞きますが、私が一番心配しているのは、そういう軽減措置がたしかあって、一定の人については軽減されるということが、これからの一つの大きな課題、それは、滞納者等の問題とあわせて具体的にはなってくると思うんですが、例えばこの7割、5割、2割というのは、保険税の全額ではありませんね。その適用されるところがあるわけで、保険税全額の7割が減額されるのではないと。これで見るとちょっとわからないんですけども、表を見れば、均等割がということですね。この表で、提案されている説明資料その他にもありますが、その辺をはっきりしないと、ただ単に7割、5割、2割減額されますという、保険税全体が減額されてしまうのではないかと思われるんですけども、実際はそうでないんだということもよく周知しないと、誤解を招くんじゃないかと思うんです。

それと、滞納者のこの問題というのは、ただ単に滞納者がいるから全部取り立てればいいという問題ではなくて、どのような収入分布の人たちがそういう事態に陥っているかということを見ても、その中でどうしても経済的に困窮している人たちについては、この14条にある申請減免措置ということもとらないと、いつまでたってもそういう滞納の問題というのは解決されないのではないかと、5年たてば時効になるから消えていきますということだけでは、これは全然解決にならない。

それと、こういうことあれですけども、私、市内を歩いているいろいろな人の話を聞くと、53万円というのが頭打ちですね、最高53万円。そういう人の中にも国保税を払わないという人がいるんですけども、それは経済的ないろいろな問題があったり、その人の思惑、その他もあると思いますけれども、高額所得で高額保険税を払わなければならない人がそういうふうなことというのは、この滞納者の中にいるかどうかということは、これは重大なことだと思うんです。それで、民間の保険に入ったからいいんだと言っていたということをちゃんと聞いたものですから、すごく気になるわけです。やはり高額の人、53万円の人が滞納するということになれば、低い人の面から見たら、これは国民健康保険の基本的なことを崩すようにもなりかねない。やはり皆保険ということになれば、全員の人に入っていて、高額の人にも、もちろんそれだけの53万円という頭打ちがあるわけですから、そういうことをちゃんと認めてもらうというようなことで、この滞納者の解消の問題というのは、きめ細かな分析をしていただいて取り組む必要があるのではないかと、その点。先ほどは、つくってないけれども、これからは何とかしたいということなので、ぜひとも、それをやらないと大変なことになるんじゃないかと。

それと、11条もそうですけれども、14条で控除、災害だとかいろいろなことで3項目か4項目しか載っていませんが、それ以上にいろいろと問題点がある人で、去年の問題、ことし払おうとしたけれども、去年いろいろなことがあって、突発的に何かあって払えない

ような人、これに準ずるといふうなことも書いてありますけれども、その辺をきめ細かく、14条を見ると4項目ぐらいしかありませんね、それをもう少しきめ細かく対応できるようにした方が、ことしは各地で水害の被害等ありましたけれども、笠間では幸いにしてそういうふうな被害は聞いておりませんが、そういう突発事故的なことをもちろん書いてありますが、そのほかにもありますから、この申請減免措置ということについては、運用を図るためにはきめ細かな対策というか、条文というか、そういうことも必要になってくるのではないだろうか。これを幾ら見ても、これしか書いてないんでよくわからないんです、14条に4項目しかないから。その辺のことを、運用面では、実際ではどういうふうな事務的な場合ではしているかということもあれば、これは出してもらいたい。そうしないと、私たちが聞かれた場合にも全然答えようがないんです。この4項目だけを読んでいても全然わからないので、そういう点は、これから国保の問題をやる上には必要だろうと思うわけです。

それで、やはり軽減措置から外れた人たち、この問題というのをどういうふうにか考えるのかということです。これは、大事な問題だと思うんで、ボーダーライン層の人たち、軽減を受ければその人たちも、下の人たちの方が払いが少なくなって大変だということもありますので、その辺をどういうふうに対策とるかということをお聞きしておきたいんです。

一つは、収入分布をこれからどういうふうに取り扱っていくかということと、もう一つは、7、5、2ということについての明解な、よくわかりやすいように宣伝できるかどうかということです。それで、14条については、その具体例があるならば、主としてこういうふうなことで、各地のことを見ると10割減額なんてやっているところがあるわけです。そっくり10割免除しちゃうと、そういうようなこともあるわけですから、笠間市としては、どういうふうなことを考えられているか。これだと、どこまで減額するかということがわかりませんから、そういう点を事務的には、今の実際の運用面ではどうなっているかということをお知らせできれば教えていただきたい、回答していただきたいと思えます。

議長（大関久義君） 市民生活部長野口直人君。

市民生活部長（野口直人君） 鈴木議員の再度の質疑にお答えいたします。

軽減措置は、これから各個人に納付書を発行することになりますので、それらについては、わかりやすいような形で内容を記載したものを送りたいと考えております。あと、収入分布ですが、これも相当時間を要するものでございますので、先ほど申し上げましたように、今後の課題とさせていただきたいと思えます。あと、先ほど高額納入者の未納とありましたけれども、これは納税課等と相談しながら、滞納のないような処理の仕方を今後協議しながら進めてまいりたいと思えます。

あと、先ほどの14条でございますけれども、これは健康保険税を減免することとなっておりますが、天災、その他、特別な事情がある者となっておりますので、当市では、過去

に火災等で年に1件あるかないか、そういうことがあったそうでございます。あとは、2としまして貧困による生活のための公費の扶助を受ける者、またはこれに準ずると認められた者、当該年中の所得が皆無となった者、またはこれに準ずると認められた者と、今まではそういうものはありませんでしたので、これといった細かい内容はちょっと詰めていなかったのですが、これらについても、内容の方をもう少しよく整理していきたいと思っております。

議長（大関久義君） 11番鈴木貞夫君。

11番（鈴木貞夫君） いろいろと事務当局とは詰めて話をしなければわからない問題もありますから、これ以上はあれですけれども、やはりこれは生命にかかわる問題ですので、資格証明書、短期保険証等の発行をできる限りしなくても、市民が安心して病院にかかれるというふうに、これらに書かれている条項はいろいろありますけれども、弾力的に運用して、余りしゃくし定規で切らないというふうな運用をぜひお願いしたいと思います。

以上で終わります。

議長（大関久義君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第44号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、議案第44号は委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をすることに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

30番横倉きん君。

〔30番 横倉きん君登壇〕

30番（横倉きん君） 30番日本共産党の横倉きんです。

議案第44号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論を行います。

格差と貧困の広がりの中で、国民の生存権を保障する社会保障制度の役割が改めて問われています。ところが、構造改革路線のもと、国民の暮らしの支えになるべき社会保障が、逆に国民の生活を圧迫しています。低所得者、社会的弱者が、社会保障制度から排除される事態が起っています。それは、笠間市においても国保税の滞納による資格証明書などへの置きかえ、また、短期保険証の発行が行われ、病院にかかりたくともかかれない状況が生まれています。これまでの税制度でも、旧笠間、旧友部、旧岩間の滞納世帯の平均は20%を超えています。

笠間市国民健康保険税条例の改正では、資産割がないことから所得割の税率が高くなり、また、均等割の税額が上がり、資産のない国保加入者は大幅な増税になっています。また、介護分も、旧友部、旧岩間から見て、所得割が2倍に上がっております。合併推進の説明の中で、財政基盤が強化し、行政効率が上がリ、サービスは高く負担は低くと言われてきました。にもかかわらず、今回、提案された国民健康保険税条例の一部改正は、国保税の負担が重くなっています。

小泉構造改革のもとで、老年者控除の廃止、公的年金等の控除の縮小、景気回復といって住民税、所得税の定率減税の廃止など、所得が減少しているにもかかわらず課税所得が高くなり、昨年に比べ、住民税など数倍から10倍以上にもなった高齢者がふえています。このことは、介護保険料、国保税へ連動し、所得が減っているにもかかわらず、税額は雪だるまのようにふえていきます。自治体は、住民の財産、生命を守る使命がありますが、その機能が発揮できない事態が心配されます。国保税の抜本的な見直しが求められているにもかかわらず、その改善が余り見られません。

国民健康保険制度がつくられたとき、社会保障制度として医療保険制度唯一法的位置づけがされ、国、自治体の責任を明確にしています。今日その使命は少しも変わってはいません。ところが、歴代の政府は、この国庫支出金を45%から38.5%に減らしてきています。国保の加入者は、他の政管健保などに比べ、国保税は所得が低いにもかかわらず2倍以上も高く負担が重くなっています。これまで、国民健康保険特別会計に一般会計からの繰り入れの増額を求めた議会での一般質問に対し、税の公平性に欠けるなどとした答弁が見られました。国保制度の誕生以来、自治体の役割を明確にしている観点から、制度の機能を発揮する必要からも、税の支えがもっと必要であります。一般会計からの税の繰り入れ、基金の取り崩しなどの努力を通して国保税の引き下げをする必要が求められています。

以上の諸点から、本条例の改正に反対するものです。議員各位のご賛同を求め、反対討論といたします。

議長（大関久義君） 19番上野龍一君。

〔19番 上野龍一君登壇〕

19番（上野龍一君） 議案第44号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論を行います。

ご承知のとおり、国民健康保険制度は、被保険者である地域住民がみんなで支えていくという相互扶助による社会保障制度です。しかしながら、急速な高齢化の進展などに伴い、医療費が増大する一方、厳しい経済状況の下での所得の低迷による保険税収入の伸び悩み等により、国民健康保険などの医療保険の財政状況は非常に厳しい状況にあります。

こうした中で、市町村合併を機に新笠間市においては、応能・応益割合の平準化に取り組み、特に低所得者層に対する負担の軽減に努めながら、課税方式の統一と税率の改正を行っております。

今回の税率改正については、さきの国民健康保険運営協議会の議論の中で慎重に審議した結果、介護納付金分については、40歳から64歳までの国保被保険者に負担していただくべきものであり、国民健康保険税介護納付金分に対し、歳出の介護納付金の額に不足を生じている部分については、早急に解消すべきである。また、基礎課税額（医療分）についても課税方式の統一は、市域内の課税の公平性を確保し、税率についても年々増加する医療費の伸びに対して、どうしても不足する財源の一部を負担していただくという趣旨であり、その影響は比較的軽いとこのことを確認し、国民健康保険運営協議会委員の全員の賛成を得たところであります。

以上を申し述べまして、笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に賛成の討論といたしたいと思います。

議長（大関久義君） 討論を終わります。

これより議案第44号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大関久義君） 起立多数であります。よって、議案第44号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

議案第45号 笠間市消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例

議長（大関久義君） 日程第7、議案第45号 笠間市消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第45号 笠間市消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本改正は、消防組織法が改正されたことに伴い本条例を改正するものであります。

詳細につきましては、消防長より補足して説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（大関久義君） 消防長青木昭一君。

消防長（青木昭一君） 命により議案第45号 笠間市消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

平成18年6月14日に消防組織法の一部を改正する法律が公布施行され、全条文にわたり表現の適正化と枝番号の整理がなされました。これにより消防本部及び消防署の設置位置及び名称、並びに消防署の管轄区域は条例で定めるとなっております。これらを規定した



消防組織法第11条第1項が同法第10条第1項に変更されたため、本条例第1条で引用している「第11条第1項」を「第10条第1項」に改正するものであります。

以上で、本条例の改正理由を申し上げました。

議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

これにより質疑に入りますが、通告がありませんので質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をすることに決定いたしました。

これより討論に入りますが、通告がありませんので討論を終わります。

これより議案第45号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、議案第45号 笠間市消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。11時15分に再開いたします。

午前11時01分休憩

---

午前11時17分再開

議長（大関久義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第46号 笠間市心身障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第47号 笠間市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第48号 笠間市いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第49号 笠間市福祉センターの設置及び管理に関する条例

議案第50号 笠間市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例

議案第51号 北山公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第52号 あたごフォレストハウスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第53号 笠間市観光駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第54号 笠間市立公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第55号 笠間市営有料自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第56号 笠間市営駅前駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第57号 笠間市無料自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第58号 笠間市駅前広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議長（大関久義君） 日程第8、議案第46号 笠間市心身障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例から、日程第20、議案第58号 笠間市駅前広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例までの計13議案を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第46号 笠間市心身障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例から、議案第58号 笠間市駅前広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例までの提案理由を申し上げます。

議案第46号から議案第58号は、地方自治法の改正により、公の施設の管理が従来の管理委託制度から指定管理者制度に変更されたことに伴う設管条例の改正であります。

詳細につきましては、それぞれの担当部長より補足して説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長（大関久義君） 保健福祉部長加藤法男君。

保健福祉部長（加藤法男君） それでは、議案第46号 笠間市心身障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の提案理由の補足説明を申し上げます。

本条例につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が平成15年9月2日に公布され、3年を経過したことしの平成18年9月2日から施行されることに伴い、これまでの施設管理の業務委託から指定管理者の指定または直営のいずれかによることとなり、当該施設については、指定管理者の指定により管理を行わせることができることとするため改正するものであります。

旧条例第3条から第5条の委託による管理運営等の規定を削除しまして、3条で当施設の事業を明文化し、第4条に指定管理者による管理を行わせることができることとした規定、第5条に指定管理者が行う業務の規定、第6条から第8条は施設使用の規定、第9条に使用料の規定、第10条に使用許可の取り消し等の規定、同条第2項に処分による損害の規定、第11条に原状回復の義務の規定、第12条に損害賠償の規定を定めたもので

ございます。

附則といたしまして平成18年9月1日からの施行日とし、附則2につきましてはみなし規定でございます。

以上で、議案第46号についての補足説明を終わります。

次に、議案第47号 笠間市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、補足してご説明申し上げます。

笠間市地域福祉センターは、地域住民の福祉のニーズに応じた各種相談、入浴、給食等の福祉サービス、機能回復訓練、創作活動、ボランティアの養成、各種福祉情報の提供を総合的に行うなど、地域における福祉活動の拠点として地域住民の福祉の増進及び意識の高揚のため、年間約3万6,000人の方々にご利用いただいております。この施設の管理運営につきましては、利用者と施設管理者の人的信頼関係が強く、事業と一体管理の必要があるなどの理由から、笠間市社会福祉協議会に委託をしているところでございます。今般、本施設の管理を指定管理者によることとするため、条例の一部を改正するものであります。

まず、旧条例第4条の委託による管理運営等の規定を削除いたしまして、新たに第4条として指定管理者による管理の規定により、法人、その他の団体等に笠間市地域福祉センターの管理を行わせることができることとなりました。次に、第5条、指定管理者が行う業務の範囲についてですが、施設等の運営及び維持管理など、指定管理者が行う業務の範囲を示すものであります。次に、第6条、指定管理者が行う管理の基準についてでございますが、指定管理者は法令及び条例等に従い、適正に笠間市地域福祉センターの管理を行わなければならないというものでございます。次に、第8条、利用料金等の改正についてですが、笠間市地域福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合の利用料金等を規定したものであります。第9条につきましては、その利用料金等の減免についての規定でございます。

附則といたしまして平成18年9月1日からの施行日として、附則2についてはみなし規定を設けたものでございます。

以上、議案第47号についての補足説明を終わります。

続きまして、議案第48号についての補足説明を申し上げます。

いこいの家「はなさか」は、高齢者のための福祉の憩いの場として、住民の健康増進や地域の交流など、住民の憩いの場として高齢者を含めた幅広い年齢層の方にも利用してもらい、市民の福祉の増進を図るべく新たな施設としてオープンしたものでございます。

本条例につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が平成15年9月2日に公布され、3年を経過したことしの平成18年9月2日が経過措置の期限であることに伴いまして、これまで管理運営については、福祉の増進を図る目的から笠間市社会福祉協議会に委託をしているところでございますが、今般、本施設の管理を指定管理者によることとするため、条例の一部を改正するものであります。

まず、第9条ですが、同じく指定管理者による管理でございますが、この条文は、法人、その他の団体等に、いこいの家の管理を行わせることができるというものでございます。第10条につきましては、指定管理者が行う業務の範囲でございますが、施設等の運営及び維持管理など、指定管理者が行う業務の範囲を示すものでございます。第11条につきましては、指定管理者が行う管理の基準についてでございます。指定管理者は法令及び条例に従い、適正にいこいの家の管理を行わなければならないというものでございます。第12条、利用料金等についてでございます。第1項から第4項までに示したものでございますが、第1項では利用料金の支払い、第2項では利用料金の収入、第3項、第4項では利用料金等の額についてでございます。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、議案第49号 笠間市福祉センターの設置及び管理に関する条例の全部改正についてをご説明申し上げます。

本条例につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が平成15年9月2日に公布され、3年を経過したことしの平成18年9月2日から施行されることに伴い、これまでの施設管理の業務委託から指定管理者の指定または直営のいずれかによることとなり、当該施設については、指定管理者の指定により管理を行わせることができることとするため改正するものであります。

旧条例第3条の「業務」を「事業」に変更した規定、第4条の委託による管理運営等の規定を削除しまして、第4条に指定管理者による管理を行わせることができることとした規定、第5条に指定管理者が行う業務の規定、第6条から第8条は施設使用の規定、第9条は使用料の規定、第10条には使用許可の取り消し等の規定、第10条第2項には処分による損害の規定、第11条に原状回復の義務の規定、第12条に損害賠償の規定を設けたものでございます。

附則といたしまして平成18年9月1日からの施行として、附則2はみなし規定を設けたものでございます。

以上で、議案第49号についての補足説明を終わりとさせていただきます。

次に、議案第50号 笠間市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例についての提案理由の補足説明を申し上げます。

本条例につきましては、地方自治法の一部改正に伴いまして、これまでの施設管理の業務委託から指定管理者の指定または直営のいずれかによることとなり、当該施設については、指定管理者の指定により管理を行わせることができることとするため改正するものであります。

旧条例第4条から第11条の委託による管理運営等の規定を削除しまして、第4条に指定管理者による管理を行わせることができることとした規定、第5条に指定管理者が行う業務の規定、第6条から第8条は施設使用の規定、第9条、第10条は使用料の規定、第11条

に使用許可の取り消し等の規定、同条第2項に処分による損害の規定、第12条に原状回復義務の規定、第13条に損害賠償の規定を設けたものでございます。

附則といたしまして平成18年9月1日からの施行日とし、附則2につきましてはみなし規定を設けたものでございます。

以上で、提案理由の補足説明を終わりいたします。

議長（大関久義君） 産業経済部長青木 繁君。

産業経済部長（青木 繁君） 議案第51号 北山公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本条例につきましては、提案理由に述べておりますように、地方自治法の改正に伴い本条例を改正するものでございます。法改正によりまして、直営による管理または指定管理者による管理のいずれかを選択することになっており、その経過措置の期限が今年9月2日であるため、今回、該当する条例について改正を行うものであります。

条例改正の内容につきましては、条例第9条、管理の委託の規定を削除し、第3条、利用者の義務から、第8条の使用者の義務までを1条ずつ繰り下げまして、第2条、名称及び位置の次に、第3条、指定管理者による管理の規定を追加し、第5条、使用の承認から、第7条、使用の承認の取り消し等まで、規定中「市長」の次に「または指定管理者」を付加し、また、改正後の第8条中「市長」の次に「または指定管理者」を付加するものでございます。

なお、附則の施行期日につきましては、公布の日から施行し、さらに経過措置として、この条例の施行の目前になされた北山公園の管理に関する業務を行わせるものを選定する手続は、この条例による改正後の条例第3条の規定によりなされたものとみなすものでございます。

続きまして、議案第52号 あたごフォレストハウスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本条例につきましても、提案理由に述べておりますように、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い本条例を改正するものでございます。提案理由につきましては、議案第51号と同様でございます。また、条例改正の内容につきましては、条例第12条、管理の委託の規定を削除し、第13条、委任を1条繰り上げまして、第12条とするものでございます。

なお、附則としまして、施行期日は公布の日から施行するものでございます。

続きまして、議案第53号 笠間市観光駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本条例につきましても、前議案第52号と同様、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い本条例を改正するもので、提案理由も同様でございます。条例改正の内容につきましては、条例第12条、管理の委託の規定を削除し、第13条、委任を1条繰り上げまして、

第12条とするものでございます

なお、附則としまして、施行期日は公布の日から施行するものでございます。

次に、議案第54号 笠間市立公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本条例につきましても、議案第52号、第53号と同様、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い本条例を改正するものでございます。条例改正の内容につきましては、条例第7条、管理の委託の規定を削除し、第8条、委任を1条繰り上げまして、第7条とするものでございます。

なお、附則としまして、施行期日は公布の日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（大関久義君） 市民生活部長野口直人君。

市民生活部長（野口直人君） 議案第55号 笠間市営有料自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、補足してご説明申し上げます。

1枚目をお開き願います。

平成15年の地方自治法の改正により、直営による管理または指定管理者による管理のいずれかを選択することとなっており、その経過措置の期限が平成18年9月2日であるため、条例の改正を行うものであります。

該当する駐車場は、笠間駅前と稲田駅前の2カ所でございます。

第3条につきましては、管理の委託の規定を削除するものです。第2条の次に、次の2条を加えることにつきましては、第3条に指定管理者による管理の規定を追加し、指定管理者に駐車場の管理を行わせることができるとしました。第4条につきましては、指定管理者が行う業務の規定を追加するものであります。業務としましては、駐車場の使用許可に関する業務、使用料の徴収に関する業務、施設及び付属設備等の維持管理に関する業務等であります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第55号の補足説明を終わります。

次に、議案第56号 笠間市営駅前駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、補足してご説明いたします。

1枚目をお開き願います。

該当する駐車場につきましては、笠間駅前、稲田駅前、福原駅前の3カ所でございます。

第13条につきましては、管理の委託の規定を削除するものです。第2条の次に、次の2条を加えることにつきましては、第3条に指定管理者による管理の規定を追加し、指定管理者に駐車場の管理を行わせることができることとしました。第4条につきましては、指定管理者の行う業務の規定を追加するものであります。業務としましては、駐車場の使用許可に関する業務、使用料の徴収に関する業務、施設及び付属設備等の維持管理に関する

業務等であります。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第56号の補足説明を終わります。

次に、議案第57号 笠間市無料自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、補足してご説明いたします

1枚目をお開き願います。

該当する駐車場は、岩間駅前、宍戸駅前の2カ所でございます。

第10条につきましては、管理の委託の規定を削除し、管理は市直営としたものであります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第57号の補足説明を終わらせていただきます。

議長（大関久義君） 都市建設部長澤畠守夫君。

都市建設部長（澤畠守夫君） 続きまして、議案第58号 笠間市駅前広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、補足してご説明申し上げます。

当該条例は、旧岩間町が整備したJR岩間駅の駅前広場に関するものでございます。当該施設の管理に関して指定管理者制度の導入について検討いたしましたところ、交通拠点としての安全性の確保と、駐車、停車等の制限の適正な管理を確保するために市が直接管理することが妥当と判断されたため、14条の必要と認めるときは管理の全部または一部を委託することができるとしている規定を削除し、14条を削除し、15条を14条とするものでございます。

議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、通告がありませんので質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をすることに決定いたしました。

討論に入りますが、通告がありませんので討論を終わります。

これより議案第46号 笠間市心身障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） 異議なしと認めます。よって、議案第46号 笠間市心身障害者福

社センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号 笠間市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、議案第47号 笠間市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号 笠間市いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、議案第48号 笠間市いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号 笠間市福祉センターの設置及び管理に関する条例を採決いたします。お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、議案第49号 笠間市福祉センターの設置及び管理に関する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号 笠間市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、議案第50号 笠間市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号 北山公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、議案第51号 北山公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号 あたごフォレストハウスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、議案第52号 あたごフォレストハウスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号 笠間市観光駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、議案第53号 笠間市観光駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号 笠間市立公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、議案第54号 笠間市立公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号 笠間市営有料自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、議案第55号 笠間市営有料自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号 笠間市営駅前駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、議案第56号 笠間市営駅前駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号 笠間市無料自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、議案第57号 笠間市無料自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号 笠間市駅前広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、議案第58号 笠間市駅前広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

議案第59号 指定管理者の指定について

議案第60号 指定管理者の指定について

議案第61号 指定管理者の指定について

議案第62号 指定管理者の指定について

議案第63号 指定管理者の指定について

議案第64号 指定管理者の指定について

議長（大関久義君） 日程第21、議案第59号 指定管理者の指定についてから日程第26、議案第64号 指定管理者の指定についてまでの計6議案を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 指定管理者の指定について、議案第59号から議案第64号までの提案理由を申し上げます。

議案第59号から議案第64号は、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理

者の指定について議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、それぞれの担当部長より補足して説明させますので、よろしくお願いたします。

議長（大関久義君） 福祉事務所長保坂悦男君。

福祉事務所長（保坂悦男君） それでは、議案第59号 笠間市心身障害者福祉センターの指定管理者の指定についてから、議案第63号 笠間市老人福祉センターの指定管理者の指定についてまで、補足してご説明申し上げます。

議案第59号から議案第63号につきましては、それぞれの設管条例によりまして管理を社会福祉法人笠間市社会福祉協議会に委託してきているものでございました。今回、地方自治法の改正に伴う指定管理者の制度の導入に伴いまして及び笠間市の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の規定に基づきまして、選定に当たりまして、あらかじめ笠間市の公の施設の指定管理者選定審議会に諮りまして、適当である意見をいただきまして選定し、指定管理者の指定を行うため本議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案第59号をごらんいただきたいと思います。

議案第59号 指定管理者の指定について。1、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称が、笠間市心身障害者福祉センターでございます。2、指定管理者となる団体の名称でございますが、所在地、笠間市美原三丁目2番11号、名称、社会福祉法人笠間市社会福祉協議会、代表者、会長、海老原元彦でございます。3、指定期間が、平成18年9月1日から平成20年3月31日までと定めるものでございます。

次に、議案第60号でございます。

議案第60号 指定管理者の指定について。1、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称でございます。笠間市地域福祉センター「笠間市友部社会福祉会館」でございます。2、指定管理者となる団体の名称につきましては、所在地、笠間市美原三丁目2番11号、名称、社会福祉法人笠間市社会福祉協議会、代表者、会長、海老原元彦でございます。3、指定期間が、平成18年9月1日から平成20年3月31日までと定めるものでございます。

次に、議案第61号でございます。

議案第61号 指定管理者の指定について。1、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称でございます。笠間市いこいの家「はなさか」でございます。2、指定管理者となる団体の名称についてでございますが、所在地、笠間市美原三丁目2番11号、名称、社会福祉法人笠間市社会福祉協議会、代表者、会長、海老原元彦でございます。3、指定期間、平成18年9月1日から平成20年3月31日までと定めるものでございます。

次に、議案第62号 指定管理者の指定について。1、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称でございますが、笠間市福祉センターでございます。2、指定管理者となる団体の名称につきましては、所在地、笠間市美原三丁目2番11号、名称が社会福祉

法人笠間市社会福祉協議会、代表者、会長、海老原元彦でございます。3、指定期間が、平成18年9月1日から平成20年3月31日までと定めるものでございます。

次に、議案第63号でございます。指定管理者の指定について。1、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称が、笠間市福祉センターいわまでございます。2、指定管理者となる団体の名称につきましては、所在地が笠間市美原三丁目2番11号、名称が社会福祉法人笠間市社会福祉協議会、代表者、会長、海老原元彦でございます。3、指定期間が、平成18年9月1日から平成20年3月31日までと定めるものでございます。

以上で、補足説明を終わります。

議長（大関久義君） 産業経済部長青木 繁君。

産業経済部長（青木 繁君） 命によりまして、議案第64号 指定管理者の指定についてを、ご説明申し上げます。

まず、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称でございますが、北山公園でございます。次に、指定管理者となる団体の名称ですが、笠間市友部シルバー人材センターでございます。指定期間につきましては、平成18年9月1日から平成20年3月31日までの1年7カ月でございます。

この指定につきましては、笠間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第13条第2項に基づき選定審議会が開催され、審議の結果、笠間市友部シルバー人材センターが適当と判断されました。当該行為につきましては、以前から笠間市友部シルバー人材センターに委託し、今後につきましても円滑な利用者へのサービスの向上が期待できることから指定するものでありますので、よろしくご審議を賜りますようお願いをいたします。

議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、通告がありませんので質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をすることに決定いたしました。

これより討論に入りますが、通告がありませんので討論を終わります。

これより議案第59号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、議案第59号 指定管理者の指定

については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号 指定管理者の指定についてを採決いたします。  
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、議案第60号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号 指定管理者の指定についてを採決いたします。  
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、議案第61号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号 指定管理者の指定についてを採決いたします。  
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、議案第62号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号 指定管理者の指定についてを採決いたします。  
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、議案第63号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号 指定管理者の指定についてを採決いたします。  
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、議案第64号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

---

議案第65号 平成18年度笠間市一般会計補正予算（第1号）

議長（大関久義君） 日程第27、議案第65号 平成18年度笠間市一般会計補正予算（第

1号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長(山口伸樹君) 議案第65号 平成18年度笠間市一般会計補正予算(第1号)についての提案理由を申し上げます。

平成18年度笠間市一般会計補正予算(第1号)は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,161万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ271億6,561万9,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当部長より補足して説明させますので、よろしくお願いたします。

議長(大関久義君) 総務部長畑岡 洋君。

総務部長(畑岡 洋君) 議案第65号 平成18年度笠間市一般会計補正予算(第1号)につきまして、その内容をご説明申し上げます。

まず、6ページをお願いいたします。

第2表の地方債の補正でございますが、追加といたしまして学童保育室の建設事業、限度額3,630万円、起債の方法、普通貸借または証券発行、利率4.0%以内、償還の方法でございますが、政府資金については、その融資条件により、銀行、その他の場合には、その債権者と協定するところによる。ただし、市財政の都合により据え置き期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえすることができるものがございます。

それでは、歳入につきましてご説明を申し上げますので、9ページをお願いいたします。

まず、県支出金でございます。農林水産業費の県補助金171万円でございますが、旧笠間市の羽衣地区の農道の改修の工事費の補助でございます。

次に、繰入金でございますが、介護保険特別会計からの繰入金ということで3,805万円でございます。

次に、繰入金の財政調整基金の繰入金の減でございますが、2,000万円減するものがございます。

さらに、諸収入の雑入でございますが、自治総合センターコミュニティーの助成金1,500万円でございますが、旧岩間町の新渡戸地区のコミュニティーの補助金でございます。

ページを返していただきまして、地方債、市債でございますが、民生債3,630万円でございますが、学童保育室の建設事業債でございます。

次に、歳出についてご説明を申し上げたいと思います。

3市町の人件費を予算計上しておりましたが、今回、3月19日の人事異動によりまして

人件費を調整し、各項目にわたっておりますので、その点につきましては省略をさせていただきます。主なものにつきましてご説明を申し上げたいと思います。

まず、12ページをお願いいたします。

12ページの市民活動費の負担金補助及び交付金でございます。先ほど説明をいたしました新渡戸地区の1,500万円の補助金であります。さらに、地域集会所の建設事業の補助93万6,000円でございますが、増改築事業の補助金60万円以上3分の1限度で100万円ということになりまして、旧友部の大古山地区のトイレの改修、さらに旧岩間町の大古沢地区の屋根の改修との2点でございます。

次に、16ページをお願いいたします。

民生費の児童福祉総務費の友部小学校学童保育室にかかわるものでございます。鉄骨平屋建て、床面積243平方メートルを新設するものでございます。これの工事確認申請の証紙、さらに設計委託料、工事費でございます。役務費で4万1,000円、委託料で241万5,000円、工事請負費で3,580万5,000円でございます。

次に、19ページをお願いいたします。

農地費でございます。先ほど歳入でもご説明申しましたが、笠間の旧羽衣地区の農道改修の工事費の設計委託料21万8,000円、さらに工事請負費338万円でございます。

最後に、26ページをお願いいたします。

予備費で88万円を増額し、収支のバランスをとったところでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げまして、ご説明といたします。

議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、通告がありませんので質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第65号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、議案第65号は委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をすることに決定いたしました。

これより討論に入りますが、通告がありませんので討論を終わります。

これから議案第65号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大関久義君） 起立全員であります。よって、議案第65号 平成18年度笠間市一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

議案第66号 平成18年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議長(大関久義君) 日程第28、議案第66号 平成18年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長(山口伸樹君) 議案第66号 平成18年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についての提案理由を申し上げます。

平成18年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,920万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億4,693万6,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当部長より補足して説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長(大関久義君) 市民生活部長野口直人君。

市民生活部長(野口直人君) 議案第66号 平成18年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について補足してご説明申し上げます。

歳入歳出予算の案については事項別明細書によりご説明申し上げますので、5ページをお開き願います。

歳入の第1款、第1項、1目の一般被保険者国民健康保険税のうち医療給付費分現年課税分で8,746万7,000円、介護納付金分現年課税分で5,103万9,000円を減額しております。これは、本算定に伴う調定見込額の減であります。

次に、第8款、第1項、1目、一般会計繰入金で469万円を減額しております。これは、歳出に出てきます人件費の減額に伴います一般会計からの事務費繰入金の減でございます。

次に、第9款、第1項、1目、繰越金でございますが、歳計剰余金1億9,239万8,000円を増額するものでございます。

歳出についてご説明を申し上げます。

6ページをお開きください。

第1款、第1項、1目、一般管理費の469万円の減額につきましては、人事異動に伴います人件費の減でございます。

次に、第8款、第1項、1目、一般被保険者保険税還付金でございますが、一般被保険者にかかわる保険税還付金200万円を増額するものでございます。

同款、同項、3目の償還金ですが、前年度精算に伴います国庫補助金の返還金3,851万5,000円でございます。

第9款予備費につきましては、収支の均衡を図るため、1,337万7,000円を増額するも



のでございます。

以上で、議案第66号の補足説明を終わります。

議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、通告がありませんので質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第66号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、議案第66号は、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をすることに決定いたしました。

これより討論に入りますが、通告がありませんので討論を終わります。

これより議案第66号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大関久義君） 起立多数であります。よって、議案第66号 平成18年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

議案第67号 平成18年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議長（大関久義君） 日程第29、議案第67号 平成18年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第67号 平成18年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）についての提案理由を申し上げます。

平成18年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,416万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億6,207万4,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当部長より補足して説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（大関久義君） 福祉事務所長保坂悦男君。

福祉事務所長（保坂悦男君） 議案第67号 平成18年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、補足してご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、前年度の決算に係るものが主なものとして予算を補正するものでございます。

それでは、内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げますので、5ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入でございます。

7款1項4目、その他一般会計繰入金 2,387万 4,000円の減でございます。職員の人事異動に伴う人件費の減でございます。

8款1項1目、繰越金 1億 1,803万 6,000円につきましては、前年度の決算に伴う繰越金の増でございます。

次に、歳出でございます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

1款1項1目、一般管理費 2,390万 4,000円の減額でございます。

7ページに移りまして、7款1項2目、償還金 4,049万 9,000円でございます。

7款4項1目、一般会計繰出金 3,805万 1,000円でございますが、平成17年度介護給付費等に対する国・県支払基金及び市に対する精算返還金でございます。

8款1項1目、予備費につきましては、3,884万 6,000円増額いたしまして歳入歳出のバランスをとったものでございます。

以上で、補足説明を終わりといたします。

議長（大関久義君） 所用のため常井好美君と石田好一君が退席されます。

提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、通告がありませんので質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第67号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、議案第67号は委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をすることに決定いたしました。

これより討論に入りますが、通告がありませんので討論を終わります。

これより議案第67号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大関久義君） 起立全員であります。よって、議案第67号 平成18年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

あと2件でありますので、続けて進行したいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

います。

議案第68号 平成18年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

議長(大関久義君) 日程第30、議案第68号 平成18年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長(山口伸樹君) 議案第68号 平成18年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についての提案理由を申し上げます。

平成18年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,048万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億6,119万3,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当部長より補足して説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

議長(大関久義君) 上下水道部長早乙女正利君。

上下水道部長(早乙女正利君) 議案第68号 平成18年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、補足してご説明申し上げます。

内容につきましては、事項別明細書で主なものについてご説明申し上げます。

4ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、6款1項1目、一般会計繰入金、補正額5,048万9,000円の減額であります。これは職員の人事配置に伴う人件費の減額によるものであります。

次に、5ページをごらん願います。

歳出についてご説明申し上げます。

1款1項1目、下水道総務費、補正額1,762万円の減額は、給料、手当、共済費で人件費を減額するものであります。

2目、下水道管理費、補正額205万6,000円の増額は、人件費の増額であります。

1款2項1目、下水道建設事業費、補正額3,492万5,000円の減額は、2節、給料1,900万円、3節、職員手当等1,142万5,000円、4節、共済費450万円を減額したものであります。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。

議長(大関久義君) 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、通告がありませんので質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第68号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、議案第68号は委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をすることに決定いたしました。

これより討論に入りますが、通告がありませんので討論を終わります。

これから議案第68号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大関久義君） 起立多数であります。よって、議案第68号 平成18年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

議案第69号 平成18年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議長（大関久義君） 日程第31、議案第69号 平成18年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第69号 平成18年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についての提案理由を申し上げます。

平成18年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ471万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,315万7,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当部長より補足して説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（大関久義君） 上下水道部長早乙女正利君。

上下水道部長（早乙女正利君） 議案第69号 平成18年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、補足してご説明申し上げます。

内容につきまして、事項別明細書で主なものについてご説明申し上げます。

5ページをお開き願います。

初めに、歳入でございますが、4款1項1目、一般会計繰入金、補正額471万2,000円の減額であります。これは職員の人事配置に伴う人件費の減額によるものでございます。

6ページをごらんいただきたいと思います。

歳出についてご説明申し上げます。

1款1項1目、農業集落排水施設管理費、補正額59万3,000円の増額は、人件費の増額であります。

2項1目、農業集落排水事業建設費の補正額530万5,000円の減額は、給料、職員手当等、共済費を減額するものであります。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。

議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、通告がありませんので質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第69号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、議案第69号は委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をすることに決定いたしました。

これより討論に入りますが、通告がありませんので討論を終わります。

これから議案第69号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大関久義君） 起立全員であります。よって、議案第69号 平成18年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

閉会の宣告

議長（大関久義君） 以上で、本日の日程は全部終了し、今臨時会に提出された議案の審議はすべて議了いたしました。

これにて平成18年第2回笠間市議会臨時会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後零時15分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 大関久義

署名議員 野口 圓

署名議員 佐宗裕子